

*英語の用語を末尾に掲載した。

*この用語集で*印が付してある用語は、本書に収録されていることを示す。

*「両表」とは、輸出令別表第1及び外為令別表の総称をいう。

*「大臣」とは、経済産業大臣を、又、「省」とは、経済産業省を指す。

*用語解説の末尾にカッコで示されているものは、関係する法令を示す。例えば、「貿易外省令9-1-十一」は、「貿易外省令第9条第1項第十号」を意味する。関係法令が示されていない場合、法令によっては、ここで示した意味ではそぐわないかもしれない。その場合は無視願いたい。

*日本機械輸出組合発行の関係法令集に記載されている略称を本書でも採用した。正式名称は末尾に掲載しておいた。

*「い地域」等の地域区分については、安全保障貿易管理のHP→関係法令集→関係法令集ダウンロードコーナー→運用通達・・・にて、詳細を知ることができる。

*運用通達に規定の「輸出貿易管理令別表第1中解釈を要する語」は、原則として掲載しておらず、同様に役務通達の「外国為替例別表(貨物等を含む)中解釈を要する語」も掲載していない。

*直近の改訂は赤字で示しておいた。

相手方等:当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人(おそれ告示)。

明らかなき

おそれ省令2号もしくは3号又はおそれ告示2号もしくは3号の括弧書(当該貨物、乃至は、当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、核兵器等*の開発等*及び別表に掲げる行為*以外の行為に用いられることが明らかなき)にあたる時は許可不要となる。

明らかガイドライン

「明らかなき」*に該当するか否かを判断するためのガイドライン*として、省が公表しているもの。輸出者が最終需要者について、チェックすべき項目が示されている。但し、「輸出する貨物等の用途並びに取引条件及び態様からあてはまらない事項は除く」とされている。

アルゴリズム:問題を解決するときの解法の手順をいう。

暗号化

暗号化は暗号鍵を用いて情報をすぐには意味の判らない情報(暗号文)に変換することであり、又、復号化は、復号鍵を用いて暗号文を平文(元の情報)に復元することである。

暗号特例告示

本告示の根拠法は、輸出令4-1-5であり、そこには、別表第1の8の項又は9の項の貨物のうち、大臣が告示で定めるもの(非ホワイト国向けは、販売されるものであって、客観要件*及びインフォーム要件*に該当しないときに限る)・・・は、許可不要と記されている。

そこで、暗号特例告示をみると:-

1. 別表第1の8の項(コンピュータ)の貨物であって、貨物等省令第7条第一号ハ(注1)に該当するもの、
2. 別表第1の9の項(通信関連)の(7)、(8)又は(10)の貨物(注2)であって、貨物等省令第8条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当するもの

・・・とあり、上記1&2いずれの場合も、・・・在庫から販売され又は何らの制限もなく無償で提供され、暗号機能が変更できず、技術支援*が不要・・・の全てに該当すること・・・と定められている。

注1:「貨物等省令第7条第一号ハ」は、貨物等省令第8条第九号、第十号又は第十二号のいずれかの貨物の機能と同等の機能を有するものと定められている。(例外規定あり。詳細省略。)

注2:別表第1の9の項(通信関連)の(7)、(8)又は(10)の品目名を記す。

(7) 暗号装置又はその部品

(8) 信号漏えい防止装置又はその部品

(10) 盗聴検知機能システム又はその部品

これらの仕様は、上から貨物等省令第8条第九号、第十号又は第十二号にそれぞれ規定されている。

以上、注1及び注2を勘案すると、暗号特例貨物の仕様は貨物等省令第8条第九号、第十号又は第十二号に規定されているといえるだろう。

安全保障貿易管理

既に、CSI*により、日本の税関係官がLONG BEACH港に派遣され、輸入コンテナも事前スクリーニングに掛けられていることより、輸出管理ではなく、貿易管理というべきである。

安全保障貿易管理調査員:専門知識の不足を補うため、省が民間のエンジニアや専門家に委嘱。

安全保障輸出管理

主として、以下の輸出規制を遵守することをいう。

1. 大量破壊兵器等の不拡散に係る規制

汎用品を輸出しないことが目的ではなく、大量破壊兵器等の開発等に使用されないことを目的とする。

2. 通常兵器の過剰な蓄積の防止に係る規制

3. 我が国が独自に行っている武器輸出三原則に係る規制

安保理決議 1540

2004年4月、本決議が採択された。WMD 関連物資の取引を違法化すると共に輸出管理の強化を加盟国に求めている。但し、決議自体には法的拘束力はない。

域外適用規制

米国では、自国以外に居住する外国人に対しても規制を行っている。米国から輸出された後、第三国に輸出された場合、米国から直接輸出された場合と同様の規制を受ける。必要に応じ、再輸出許可等を米国商務省等から取得しなければならない。

一般包括許可

1. これは、**一般包括輸出許可**と**一般包括役務取引許可**に分かれる。即ち、外為法第 48 条第 1 項の許可であって、特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出、及び、同じく第 25 条第 1 項の許可であって、特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引について、一括して許可を行うものをいう。
2. 一括許可しても、当該輸出又は当該取引が国際的な平和と安全の維持を妨げることとならないと認められる場合に、両表の 2～14 の項のうちの特定の地域と特定の貨物乃至は特定の地域と特定の技術を指定して、3 年を超えない範囲で大臣が許可する制度。**従って、別表第 1 乃至は別表の 16 の項に該当する貨物は一般包括輸出許可の範囲外とされている（包括許可取扱要領 I-3-(1)）。**
3. 基本的事項*を満たした輸出管理社内規定を社内で整備した上で、省へ同規定を届け出た後、チェックリストにより輸出管理の状況を年 1 回 7 月に提出することが求められている。有効期間は許可の翌日から起算して 3 年以内で、**更新申請は、一般包括許可の有効期限の 3 ヶ月前の日から可能である。**(以上、包括許可取扱要領)。
4. 輸出管理の実施状況については、適宜、遵守状況立入検査*が行われる。
5. **通関インボイスに該当する別表第 1 の項及び番号、貨物等省令の条、項、号等を記載する。**
6. **AG*非参加国は一般包括役務取引許可の範囲外である（法問 P132）。**
7. **一般包括輸出許可が失効するのは非ホワイト国を仕向地とする場合である。**
8. **核兵器等の開発等*のために用いられる疑いがある場合に、省に事前届出する。これが受理されてから 14 日間は一般包括輸出許可を用いて輸出は行えないが、省から異議がない旨の連絡があれば、この限りではない。この点は、一般包括役務許可及び特定包括輸出許可、特定包括役務取引許可についても同じ。**

委任立法

法律の委任に基づき、立法府以外の機関が法規を制定すること言い、外為法に関してはこの方式が取られている。

インフォーム要件

当該貨物又は技術が核兵器等*の開発等*に使用乃至は利用されるおそれがあるものとして、大臣より輸出乃至は提供の時点の前に、輸出者が許可申請すべき旨の書面等の通知を受けた場合を指す。懸念される輸出を水際で差し止める手段として用いられることが多い（輸出令 4-1-三-ロ、貿易外省令 9-1-四-ロ）。

宇宙に関する研究

別表に掲げる行為*六号:宇宙に関する研究からは、専ら天文学に関するものは除かれている（おそれ省令&告示第 761 号）。

役務取引

1. 労務又は便益の提供を目的とする取引（外為法 25-3）。
2. 規制対象となる技術*やプログラム*を非居住者に提供する場合には、提供形態、提供手段に拘らず、役務取引許可の対象となり、少額特例はない。

役務取引の時点

1. 貨物の形による技術データ*の形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引渡したとき、又は、非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積込んだときのいずれか早い方(役務通達)。
2. 技術支援*又は貨物の形によらない技術データ*の形態を提供する場合は、これらの技術*が非居住者に提供されたとき。

HS コード

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（THE INTERNATIONAL CONVENTION ON THE HARMONIZED COMMODITY DESCRIPTION AND CODING SYSTEM）、通称、HS 条約の付属書で使用されている 6 桁の分

類コードを指す。我が国の関税定率法別表はこれに基づいている。全ての輸出貨物はいずれかの HS コードに分類され、類 (HS コードの上 2 桁) により、キャッチオール規制*の対象貨物が定められている。

オーストラリア・グループ

生物兵器・化学兵器そのものではなく、これらの開発等に転用される危険性の高い汎用品、専用品及び関連技術を規制する国際的レジームをいう。イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機として、1985 年に発足し、その後、化学兵器製造設備や生物関連の諸資機材に規制が拡大された。

おそれの強い貨物例→懸念品目リスト

外国ユーザーリスト

1. 外国ユーザーリストは文書等告示の第二号乃至はおそれ告示の別紙二に規定の「・・経済産業省が作成した文書等」に該当する。輸出者等の判断を助け、キャッチオール規制の実効性の向上を図ることを目的として、毎年 4 月頃に貿易経済協力局から公示されている。平成 17 年度の見直しで、リビア企業が全て削除された。
2. 外国ユーザーリストはおそれ省令第二号・第三号に規定されている輸出者が入手した文書等のうち大臣が告示で定めるもの、即ち、文書等告示の第二号に該当する。
3. 両表の 16 の項の中欄に掲げる貨物又は技術を同表下欄に掲げる地域に輸出又は提供する場合には、おそれ省令又はおそれ告示の規定により、需要者又は技術を利用する者の名称が本リストに掲載されているか否かを確認せねばならない。そして、これに該当した場合は、輸出許可乃至は役務取引の許可を申請する必要がある。
4. 本リストには、掲載企業・団体の「関与が懸念されている大量破壊兵器」の種別も掲載されており、貿易経済協力局より公示されている「おそれの強い貨物例」*に記載の懸念される用途の種別が一致した場合は、「明らかガイドライン」*に示されているごとく、許可申請が必要となる。

改正補完的輸出規制→キャッチオール規制

外為法等

国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出及び技術の提供を規制する外為法とこれに基づく政令、省令、通達等をいう。

ガイドライン:政策、施策などの指標、指針*。法律ではないので、法的な拘束力はない。

開発等:開発、製造、使用又は貯蔵 (輸出令 4 -1-三-イ)

該否判定

1. 当該貨物乃至は技術が各表のどの項番号及び貨物等省令の条番号を特定してゆくこと。書式は法令で定めはないが、項目別対比表やパラメーターシートにより該否判定を行うことが多い。規制リストは度々改正されるので、最新の内容を把握しておくこと。
2. 外為法上、輸出者が最終責任を負うゆえ、輸出者は購入元から該非判定の結果とその根拠となる資料等を取り寄せ、その内容を確認しておくことが大切である。
3. 貨物・技術が二つ以上の項に該当することがあり得るので、該非判定は全ての項について行うこと。
4. 親製品が非該当であっても、部分品、付属品、消耗品等を該非判定せずに、安易に非該当と判断しないこと。何故なら、これ等のものが単独で他の項の規制対象となる可能性があるからである。
5. 国内取引であっても当該貨物が輸出された場合、規制対象とならないかチェックすることが望まれる。
6. キャッチオール規制の場合、該非判定とは関税定率表別表の類 (上 2 桁) を特定することをいう。
7. 少なくとも、商談を進める前、又は、契約を結ぶ前までに、該非判定を終らせておくことが望ましい。

化学物質の開発・製造

別表に掲げる行為*六号:化学物質の開発若しくは製造には、農薬 (殺菌剤を含む)、肥料又は殺虫剤の開発又は製造が含まれる (おそれ省令&告示第 761 号)。

化学兵器禁止条約

1. 正式名称は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (CONVENTION ON THE PROHIBITION OF THE DEVELOPMENT, PRODUCTION, STOCKPILING AND USE OF THE CHEMICAL WEAPONS AND THEIR DESTRUCTION、略称は CWC)。1997 年発効。
2. サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止し、同時に米国やロシアが保有している化学兵器を一定期間内に廃棄することを定めている。
3. 一定の毒性化学物質及び関連施設は検証措置の対象とし、締約国はその活動を申告する。査察・検証の機関として、化学兵器禁止機関(OPCW:ORGANIZATION FOR THE PROHIBITION OF CHEMICAL WEAPONS)がある。
4. インド、パキスタン、イランは条約締結しているが、北朝鮮、イラク、イスラエル、シリア、エジプトは未締結である。

係る技術:関係する全ての技術

核実験モラトリアム:核実験を自主的に一時停止すること。

核兵器等の開発等

核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってペイロードを 300 キロメートル以上運搬できるものの開発、製造、使用若しくは貯蔵（おそれ省令&おそれ告示）

核兵器等の開発等のために用いられる疑い:省に対して事前届出が必要

核兵器不拡散条約

NPT:TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS 米国、ロシア、中国、英国及びフランスを核兵器国と呼ぶ。それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止、国際原子力機関*による保障措置*の受入れの下で原子力の平和利用を認め、同時に、核兵器国による核軍縮の誠実な交渉義務を定めた国際条約。1968 年成立、1970 年発効。1995 年には、有効期間の無期限延長が決定された。

化体する:無形の権利、例えば、技術が有形の証券、乃至は、文書等に体现されること。

貨物:貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証券以外の動産（運用通達）。

貨物等:貨物及び技術をいう。

過料:金銭罰の一種で、刑罰たる罰金や科料と区別されている。

科料:刑罰の一種で、財産刑のうち、罰金より少額のもので、刑法により 1000 円以上 1 万円未満とされている。

貴金属:金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。

技術

1. 貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報を言い、技術データ*及び技術支援*の形態により提供される。プログラム*は技術データに含まれる（役務通達）。

2. 提供方法としては、文書、磁気媒体（ディスク、テープ又は ROM*等）、通信回線（電話、FAX 又は電子メール等）、技術者の派遣乃至は受入れ等がある。提供方法の如何、又、有償・無償に拘らず、規制対象技術は原則として、役務取引許可が必要である。

技術提供の取引を行おうとする者

文字通り、取引を行おうとする段階の者を指し、技術の提供者とは、区別して考える必要がある（KNOW 通達）。

技術データ

文書又はディスク、テープ、ROM（Read-Only-Memory）等の媒体もしくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態を取るもの又はプログラムをいう（役務通達）。

技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービス、その他の形態をとる。又、技術支援には技術データの提供も含まれる（役務通達）。

技術仕様:加工精度等の規制対象となるレベル

規制貨物等:国際的な平和及び安全の維持の観点から、外為法等により規制されている貨物及び技術をいう。

基礎科学分野の研究活動

自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう（役務通達）。

議定書:PROTOCOL。国際会議の報告書等において、関係各国が署名したものをいう。

基本的事項:正式には「輸出関連法規の遵守に関する基本的事項」のことで、包括許可取扱要領別紙 1 に、以下のごとく、規定されている。

I. 基本方針

組織の経営方針として、外国為替及び外国貿易法をはじめとする輸出関連法規の遵守を明確に定め、又、申請者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。

II. 個別事項

1. 輸出管理体制

組織を代表する者を輸出管理の最高責任者とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること。

2. 取引審査（該非判定を含む）

(1) 取締役又はこれに相当する者が取引審査の最終判断権者となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止すること。

(2) 該非判定に関して手続きを明確にし、実施すること。

(3) 顧客に関する審査に関して手続きを明確にし、実施すること。

(4) 需要者及び用途の確認を行うこと。

3. 出荷管理

- (1) 出荷時に貨物等と書類との同一性の確認を行うこと。
- (2) 通関時の事故がおきた場合には輸出管理部門に報告すること。

4. 監査

輸出管理の適正執行を確認する監査体制を設け、定期的を実施すること。

5. 教育

職員に輸出管理関係の教育を実施すること。

6. 資料管理

- (1) 輸出関連書類に事実を正確に記載すること。
- (2) 輸出関連書類を輸出時・提供時から少なくとも5年間保存すること。

7. 違反

法令違反が判明した場合に速やかに関係官庁に報告し、必要に応じ関係者に厳正な処分を行うこと。

客観要件

1. 貨物・技術を輸出・提供しようとするとき、それらが核兵器等*の開発等*に用いられるおそれがある場合として、大臣がおそれ省令乃至はおそれ告示で定めたもので、用途要件*と需要者要件*がある。なお、客観要件*はKNOW 規制*とも呼ばれている。
2. 知るに至った手段・方法は「契約書」、「輸出者が入手した文書等」又は「輸入者等からの連絡」に限定され、「第三者からの連絡」はその対象に入っていない。

キャッチオール規制

1. 両表の16の項に掲げられた貨物乃至は技術を対象とし、これらが核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあることを「知っている」、又は、「知った」場合、具体的には、客観要件*（用途要件*及び需要者要件*）又はインフォーム要件に該当した場合に、大臣に許可申請を義務付ける制度。
2. 輸出時点で、最終需要者と最終用途が判らなければ、キャッチオール規制の対象外となる。外為法上は輸出の時点、即ち、船積みまでキャッチオール規制について確認する義務がある。
3. 補完的輸出規制*を改正したとの観点より、改正補完的輸出規制と呼ばれることもある。
4. 少額特例や暗号特例は認められていない。
5. 全て個別申請となる。

キャッチオール規制の規制対象技術

外為令別表の16の中欄に掲げる技術を同表の下欄に掲げる地域において提供する取引であって、当該技術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの、又は、客観要件若しくはインフォーム要件に該当しないものは許可を要しない。

行政指導

行政機関が特定の者に一定の作為又は不作為を求める法律上の強制力を持たない事実行為をいう。従って、相手方の任意の協力によってのみ実現される。

行政制裁

3年以内の貨物輸出又は技術提供の禁止。時効についての規定はないので、事実関係がはっきりすれば、いつでも行政制裁可能である。（外為法53-1）

行政手続法の適用除外

外為法55の12:… 許可又はその取消しについては、行政手続法第2章*及び第3章*の規定は、適用しない。即ち、行政の運営は、公正の確保と透明性の向上が目的とされているが、軍事と外交については、同法の適用除外が明記されている。

行政手続法第2章「申請に対する処分」

5条1項：行政庁は、… 審査基準を定めるものとする。

行政手続法第3章「不利益処分」

12条1項：行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

許可

法令で一般的には禁止されている行為について、特定の場合にこれを解除し、適法にその行為ができるようにする行政行為。従って、許可されない場合もある。許可は権利の設定ではなく、不作為義務の解除にとどまるものである。

居住者

1. 本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす（外為法6-1-5）。

2. 本邦内にある事務所（外国政府機関等を除く）に勤務する外国人や、入国後 6 ヶ月を経過した外国人は居住者と見做される。
3. 居住者から居住者への技術の提供は許可申請不要である。

居住性の判定基準

	居住者	非居住者
本邦人	在外公館勤務者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国にある事務所に勤務する目的で出国し、滞在する者 2. 2 年以上外国に滞在する目的で出国し滞在する者 3. 外国に 2 年以上滞在するに至った者 4. 一時帰国し、滞在期間が 6 ヶ月未満の者
外国人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本邦内にある事務所に勤務するもの 2. 本邦に入国後 6 ヶ月以上経過するに至った者 	外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 （以上、居住性判断基準）

なお、国籍や滞在国に関する基準は存在しない。

居所:住所とはいえないが、多少の期間継続して居住している場所をいう。

組立て（アセンブリ）:複数の部品を組立てて、一つの機能を持つ貨物を作ること。

刑事罰

5 年以下の懲役乃至は対象貨物・役務価格の 5 倍以下の罰金。価格が 40 万円以下でも最高 200 万円の罰金。併科も可能である。（外為法 69 の 6-1）

携帯品

手荷物、衣類、書籍、化粧品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。

経由地:貨物が仕向地に至るまでに積替え、又は、陸揚げされる国（運用通達）。

契約書

許可申請のみの場合には、取引内容を確認することができる書類を持って契約書に代えることができる。例えば、注文書等。又、契約書は原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること（運用通達）。なお、取引契約が成立していない場合や仮定の輸出については、輸出許可申請は認められていない。

懸念品目リスト

1. キャッチオール規制*の実効性の向上を目的として、輸出令別表第 1 の 1～15 の項のリスト規制の対象ではないものの、核兵器等*の開発等に用いられるおそれが強い貨物の情報提供を目的として、平成 15 年より毎年 4 月頃公表されている。懸念相手先等における核兵器等*の開発等*を助長することがないよう、特に慎重に審査することが望まれる。
2. 外国ユーザーリストには、掲載企業・団体の「関与が懸念されている大量破壊兵器」の種別が掲載されており、これと本リスト記載の懸念される用途の種別が一致した場合は、明らかガイドライン*に示されているごとく、許可申請が必要とされる。

懸念 4 ケ国

輸出令別表第 4 に記載のイラン、イラク、朝鮮（大韓民国が支配する地域を除く）及びリビアをいう。

原子力供給国会合

NSR:NUCLEAR SUPPLIERS GROUP 核兵器の開発等に転用される危険性のある汎用品の輸出規制についての国際的レジームであり、我が国が事務局になっている。

国際原子力機関

IAEA:INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY 原子力の平和利用の促進と原子力が軍事的に利用されないための保障措置*の実施を目的として、1957 年に設立された国際機関。

工業所有権:特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を含む。

公訴の時効

1. 犯罪後一定の期間が経過すると、刑事訴追が許されなくなる制度をいう。
2. 外為法の公訴時効は貨物の輸出の時点乃至は技術の提供の時点から 5 年ゆえ、関係書類は少なくとも、この間保管しておく必要がある。

公知の技術

1. 公知の技術を提供する取引または技術を公知とするために当該技術を提供する取引をいう。

2. 不特定多数の者に対して公開されている技術、不特定多数の者が入手、聴講又は閲覧可能な技術

3. ソースコードが公開されているプログラム

4. 平成16年1月の法改正で、従来の「新聞、書籍、雑誌、カタログ」に加えて、「電気通信ネットワーク上のファイル」が追加されたので、インターネット上で公開された情報は、公知の技術として見做され、許可は不要となった（以上、貿易外省令9-1-5）。

5. 取扱説明書や保守マニュアル等特定の製品の購入に際して、添付される情報は公知の技術には該当しない。

公布

成立した法令を国民の周知しうべき状態に置くことを意味し、規律すべき事象に対して効力を発揮するためには、公布され施行されることが必要とされる。国の法令については、すべて官報に掲載される。

告示: 公の機関が所掌する事務の決定事項等を公式に広く一般に知らせる行為をいう。

告示貨物: 別表第3告示、即ち、「輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物」により定められた貨物をいう。

項目別対比表

輸出令別表第1の項番及びそれに対応する貨物等省令の条の内容をまとめ、それと貨物の仕様等を対比することにより、該非判定、即ち、該当、非該当乃至は対象外の判定を行うための表をいう。通常、一番最後からチェックしてゆく。なお、本表は貨物のみが存在し、技術には存在しない。

ココム型輸出管理

東西冷戦時代に共産圏へのハイテク製品の輸出を規制するために実施されたもので、1994年3月にその使命を終えて解散した。輸出の許可・不許可の判断は参加国すべての完全合意が必要とされていた。

個別許可: 貨物・技術共に、有効期間は許可された日から6ヵ月である。

コンプライアンス・プログラム

1. COMPLIANCE PROGRAM、即ち、輸出関連法規の遵守に関する内部規定をいう。

2. 輸出者自身が主体的に管理体制を構築し、確実な輸出管理を自己責任にて行うためのシステムであり、輸出企業の自主管理プログラムである。

3. 策定又は見直した場合は、安全保障貿易検査官室に速やかに届け出ることが望まれる。法的義務はなく通達により要請されている（大臣通達）。

指針: 目標を達成するための準拠すべき方向や方法が示されたもの。

仕向地

輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域）、但し、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国。加工される国と消費される国とが異なる場合は、消費される国（運用通達）。

出荷管理

外為法等で規制されている貨物の輸出が誤って行われることの防止を目的とする。即ち、該否判定*や取引審査*等が実施されていることの確認、貨物と書類内容が一致することの確認、外為法等の許可が必要な貨物の許可取得の確認、通関書類を準備すること、問題が発生した場合は輸出管理部門に報告し、指示を求め、場合によっては、出荷停止ができること、確認状況の記録・等を規定する。

又、出荷管理を海上及び航空輸送に限らず、貨物や技術資料をクーリエ・サービスで送る場合、海外出張に携行する場合、外国からの来訪者に提供する場合、更に、メール等の電送手段で送信する場合にも、適用する必要がある。

主務大臣: ある行政の遂行について、権限を有する大臣をいう。

需要者

輸出された貨物を費消又は加工する者（補完規制通達&特定包括運用）。需要者の確認は、私企業の場合は法人単位で、又、政府機関の場合は行政機関単位で行う。

需要者等: 貨物の需要者又は技術を利用する者（大量破壊兵器通達）。

需要者が確定していない場合

輸出許可等の申請時に、需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文もしくは契約又はこれに準ずるものがある場合には該当しない。

需要者要件

1. 輸出者等が入手した文書等*又は輸入者等*からの連絡により、当該貨物又は技術の需要者が核兵器等*の開発等*を行う乃至は行ったおそれがある場合について定めたものである（貿易審査課お知らせH13・7・23）。

2. 分社化以前は同一法人で、核兵器等*の開発等*乃至は別表行為*を行っていたことが明らかな場合には需要者要件に該当することも有り得るので慎重な調査が必要である。

3. 我が国からの輸出段階で需要者が不明の場合は、需要者要件には該当しないとされている(補完規制通達、記-3-(4))。

使用

操作、据付(現地据付を含む)*、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理等の設計*及び製造*以外の段階をいう(役務通達)。

少額特例

輸出令第4条第1項第四号に規定されている特例で、以下の金額であれば、許可申請は不要となる。

輸出令別表第1の項番		懸念4ヶ国* 以外	懸念4ヶ国*
1の項		適用対象外	
2～4の項		適用対象外	
5～13の項	告示貨物23品目(注1)	5万円以下	5万円以下
	告示貨物以外の貨物	100万円以下	
14の項		適用対象外	
15の項		5万円以下	
16の項		適用対象外	

注1:輸出令別表第3には:-

- 1)5-13の項の内の23品目(以下、告示貨物)
- 2)15の項の貨物・・が規定されている。

告示貨物の「告示」とは、「輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物」を指す。なお、告示貨物は6の項と11の項には存在しない。

注2:告示貨物はWA*のSENSIVITY LISTと暗号特例貨物*より成り立っている。

注3:少額特例はホワイト国*以外の国・地域向けの場合は、客観要件*又はインフォーム要件*に該当しないことが条件となる。

注4:少額特例の適否は、一契約における輸出令別表第1の項番の総価額*に拠る。

注5:外国通貨で決済される場合の換算率は、6月と12月に公表される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場に拠る。

条件

法律行為の効力の発生又は消滅を、将来発生するかどうか不確実な事実の成否に掛からせる法律行為に付加する制限。

承認:私法上一定の事実を認めること。

情報を記録したものの提供

情報を記録したものの引渡し、電磁的記録*の提供(電子メールによる送信を含む)又はファクシミリ装置を用いた送信による情報の提供をいう(役務通達1-(2)-コ)。

職業用具:本人の職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。

申請者

個人の場合は本人、法人の場合は、実際の輸出の担当者ではなく、代表権者(代表権を委任された者を含む)に限られる。

数値制御:動作が進行中に読み取れる数値データを扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合*、組立て(アセンブリ)*、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう(役務通達)。

生物兵器禁止条約

1. BWC: BIOLOGICAL WEAPONS CONVENTION 正式名称は、「細菌(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(CONVENTION ON THE PROHIBITION OF THE DEVELOPMENT, PRODUCTION AND STOCKING OF BACTERIOLOGICAL (BIOLOGICAL) AND TOXIN WEAPONS AND ON THEIR DESTRUCTION) 1975年発効。生物兵器の開発、生産、保有等は禁止されているが禁止対象となる生物剤の種類は特定されていない。なお、検証のための議定書策定の作業は2001年に中断したまま、現在に至っている。

2. 1925年のジュネーブ議定書を受け、平時においても、生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを目的とする。ジュネーブ議定書で生物兵器の使用禁止が規定されているため、BWCには使用禁止規定はない。

据付(現地据付を含む)

単体又は組立品であっても、ひとつにまとめられているものの設置を言い、使用*の技術に入るが、製造*には入らない。

スペックダウン品

輸出令別表第1の2～4の項の貨物で規制値以下のものを指す。これらは核兵器等の開発等に用いられる蓋然性の高いものとして、キャッチオール規制*導入以前の補完的輸出規制*にて、輸出令別表第1の16の項で取り上げられ、規制されていた。

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう(役務通達)。

専用技術→専ら係る技術

総価額 :税関が決定する輸出貨物代金。従って、無償だからと言って、少額特例の対象になるとは限らない。

ソースプログラム

プログラミング言語の文法に従ってユーザーが作ったプログラムを指し、このままでは実行できない。これをコンパイルして、機械語にしたものを目的プログラム又はオブジェクト・プログラムという。

ソースコード

1個以上の手順が人間に理解できるように記述されたものであって、プログラミング・システムにより、電子装置が実行できる形式に変換可能なものをいう。

その貨物の輸出

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に関して、個々の契約毎の輸出をいう。契約が異なれば、新たな許可申請が必要となる(補完規制通達)。

ソフトウェア

コンピュータで利用するために考案・設計されたもの、又は、コンピュータで実行する形にしたもの。

第1種一般包括許可

包括許可取扱要領が平成17年2月25日に施行された。これに伴い、一般包括輸出許可等取扱要領が廃止された。包括許可取扱要領では、第1種と第2種の区別がなくなり、一般包括許可にまとめられている。

対称アルゴリズム :暗号化*と復号化*の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。

第2種一般包括許可

包括許可取扱要領が平成17年2月25日に施行された。これに伴い、一般包括輸出許可等取扱要領が廃止された。包括許可取扱要領では、第1種と第2種の区別がなくなり、一般包括許可にまとめられている。

大量破壊兵器等:核兵器等(輸出令の2～4の項に該当)と同意義で使用されている(6貿第604号)。

立入検査:主務大臣は当該職員をして外国為替業務を行う者等の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる(外為法68-1)。

懲役:刑法に定める刑の一種で、監獄に拘置して定役に服させるもの。

デュアルユース品:DUEL USE GOODS 即ち汎用品、軍事と民生の両方に使用される機器・資材をいう。

電磁的記録

フラッシュメモリー等の電子的記録媒体、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、ハードディスク等の磁氣的記録媒体、CD、マイクロフィルム等の光学的記録媒体、その他の記録媒体において、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう(役務通達&補完規制通達)。

当該技術を利用する者:原則として、法人単位乃至は行政単位で判断される。

統合:独立した機能を持つ複数の貨物を組み立てて、より高度の製品を作ること。

特定技術

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして、外為令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術(外為法25-1-1)。

換言すると、外為令別表に該当する技術、即ち、輸出令別表第1に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術、及び、外為令別表各項において規制される技術の二つがあり、その仕様は貨物等省令の第15条～第28条に定められている。具体的には、技術データ*及び技術支援*の形態を取る。

特定包括許可:特定包括輸出許可*と特定包括役務取引許可*に分かれる(包括許可取扱要領)。

特定包括輸出許可

輸出管理社内規定を整備し、それに基づき基本的事項*を確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の相手方に対して、輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行っても、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときに、許可される。有効期間は許可の翌日から起算して2年以内(包括許可取扱要領)。

特定包括役務取引許可

輸出管理社内規定を整備し、それに基づき基本的事項*を確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の非居住者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に一括して許可を行っても、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときに、許可される。有効期間は許可の翌日から起算して2年以内(包括許可取扱要領)。

特例:特別に設けられた例外

取引審査

1. 安全保障貿易管理の観点から、輸出管理部門が営業部門から独立した立場で、以下の観点より、審査を行う。承認されない場合は当該取引は行わない。金額に関係なく実施すること。

- 1) 該非判定結果の確認
- 2) 最終需要者・用途の確認
- 3) CPに規定されている各社独自の事情

4) もたらされた情報に一貫性はあるか、矛盾はないか

・上記の1)～4)を総合的に勘案して、取引可否を決定する

買主が懸念用途に使用することを隠している場合に備え、「明らかガイドライン」*でチェックし、注文主、輸入者、需要者等が異なる場合は、それぞれについて、審査対象とすることが望ましい。

2. 基本的事項*を遵守すること。

3. 法令順守とリスク管理の観点から取引審査を行うべきであって、事業推進を判断基準としてはならない。

取引契約書:取引の内容を確認できる書類、例えば、注文書で代替できる。

KNOW 規制(KNOW CONTROL)→客観要件

輸出者が知っていることを対象として、規制することが、一番効果的との考えに基づいて実施されている輸出管理をいう。

KNOW 通達

1. KNOW 要件とも称される。客観要件*やインフォーム要件*に該当しないが、何らかの方法で輸出貨物や提供技術が核兵器等の開発等*又はおそれ省令の別表行為*のために用いられること等を輸出者が知った場合には、KNOW 通達により、安全保障貿易審査課に報告することが求められている。

2. 法規制であるキャッチオール規制の実効性向上を目的として、制定されたもので、行政指導*であり、法的な強制力はない。本施策はキャッチオール規制に係る判断基準の客観化(客観要件の採用)に起因する。即ち、法規制では「知る」に至る手段・方法を「その貨物の輸出*・その取引に関する契約書」、「輸出者・取引を行おうとする者*が入手した文書等」及び「輸入者等*からの連絡」に絞っている。これ以外の方法で核兵器等の開発等*並びに別表行為*に用いられることを知った場合は行政指導たる KNOW 通達に基づき対処することになる。

3. 対象地域はホワイト国を除く全地域。

4. 既に輸出許可申請を行っている案件は本通達の対象外。

5. 用途に関する通達であって、需要者・利用する者に係るものではない。

6. 「輸出者しようとする者」に対して報告を要請しているのであって、輸出後に「知った」場合は対象外となる。

バグ:プログラムにおける誤り

罰金:財産刑の一つで、刑法においてその金額は1万円以上とされている。

パラメーターシート

パラメーターシートには、別表第1の「コンピュータ」、「電気通信・情報セキュリティ」、「エレクトロニクス」、「音響センサー・レーダー」、「先端材料関連」及び「化学製剤原料関連」があり、項目別対比表とどちらを使っても良いとされている。輸出令別表第1の項番を定めた後、貨物等省令の条の内容について、質問形式でチェックしてゆき、項番に該当か非該当かを最終判定する。

非該当証明書

通常、リスト規制品*に該当しない旨、メーカー等が発行する証明書をいう。メーカー等が非該当である旨記入した項目別対比表*乃至はパラメーターシート*を使用する場合と、メーカー等のレターヘッドにてこの旨を証明する場合がある。いずれの場合も、これを通関書類に添付して申告し、税関はこれを輸出許可の可否を判断する際の参考とする。

非居住者

1. 居住者*以外の自然人及び法人(外為法6-1-六)。

2. 本邦の法人や団体等の海外の支店、出張所その他の事務所をいう。

3. 本邦人であっても、1) 外国にある事務所に勤務している者、2) 2年以上外国に滞在する者、3) 外国に居住

している者が一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満の者・・は非居住者として扱われる。

4. 日本国内であっても、非居住者に規制対象技術を提供する場合は許可は必要である。

非対称アルゴリズム :暗号化と復号化に数学的関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。

引越荷物 :本人及びその家族が住居を設定し維持するために必要と認められる貨物をいう。

必要最小限の使用技術

当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものをいう（貿易外省令9-1-八）。

必要な技術

外為令別表の5の項から15の項における「必要な技術」は以下の通り:-

規制の性能レベル、特性もしくは機能に到達し、又は、これらを超えるために必要な技術をいう。例えば、あるレベルの製品を製造する場合に、Aという技術を使ったが、レベルを到達できなかったが、Aに加えてBという技術を使って当該レベルを超えた場合、Bは必要な技術として規制され、Aは必要な技術以外の情報*と見做される。この場合、Bは輸出令別表第1の非該当貨物の製造に使用する場合であっても、規制の対象となり、許可が必要となる（役務通達）。

必要な技術以外の情報→必要な技術

貧者の核兵器:生物・化学兵器をいう。

不拡散型輸出管理

特定の国を対象として禁輸措置を講ずるものではなく、あらゆる国について、懸念用途向けの輸出でないことを見極めねばならない。大量破壊兵器及びその専用品のみならず、デュアルユース品*も規制対象とし、これら貨物及び技術の拡散防止を目的とする。最終用途及び最終需要家のチェックが特に重要である。従来のコム規制*に対して、現在の輸出管理はこう称されている。

不拡散政策遵守国

ホワイト国は4レジーム*に参加しており、この他にトルコが4レジーム、ロシア、ウクライナ等が3レジームに参加し、その他2レジーム乃至は1レジームに参加している国がある。

武器

軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものを言い、具体的には、輸出令別表第1の1の項の(1)～(14)までのうち、前述の定義に相当するものをいう（武器輸出三原則）。

武器輸出三原則

1967年4月、佐藤内閣時の衆議院決算委員会で、以下の武器輸出三原則が示され、次の場合には、武器の輸出は認められない。

1. 共産圏諸国向けの場合
2. 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
3. 国際紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合

武器輸出に関する政府統一見解

1976年2月、三木内閣時に以下が示された。

1. 三原則対象地域については、武器の輸出は認めない。
2. 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易法にのっとり、武器の輸出は慎重なものとする。
3. 武器製造関連設備の輸出については、武器に準じて取扱うものとする。

複号化→暗号化

不正輸出等

外為法の趣旨、即ち、国際社会の平和及び安全の維持に反して輸出されたり、現地で転売されたりすること、軍事情報、或いは、通常兵器等の開発等の用途に転用されること。このようなことがないよう、可能な範囲で措置することが望まれる。

附属装置:他の用途に用いることができるものは附属装置に該当しない。

附属品:他の用途に用いることができるものは附属品に該当しない。

付表技術

通常兵器通達の付表に規定されている技術であって、WA（ワッシャー・アレンジメント）のSL（SENSITIVE LIST）に定められている規制対象技術に当る。外為令別表の5～13の項の21品目が掲げられている。

部分品:他の用途に用いることができるものは部分品に該当しない。

プログラム

コンピュータに特定の処理を実行させるための一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう（役務通達）。技術*の中にプログラムは含まれるが、プログラムのみが規制される場合

には、プログラムと特記される。又、プログラムを除く、技術*のみが規制される場合は、「技術(プログラムを除く)」と規定される。

文書管理

外為法の公訴の時効が5年ゆえ、輸出許可乃至は提供日から起算して最低5年間は関係書類を保管すべきである。

文書等

1. その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録*をいう（おそれ省令）。
2. その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録*をいう（おそれ告示）。

文書等告示

「輸出者が入手した文書等」の範囲を定めている文書等告示は、需要者要件たるおそれ省令第二号及び第三号に適用されるが、同省令第一号（用途要件）には適用されない。

併科:各罪について定められている刑罰を併せ執行すること。

ペイロード:PAYLOAD(有効搭載量)、即ち、航空機に搭載可能な総重量。

別表行為→別表に掲げる行為

別表第3告示

ここに掲げられている24品目は、WA (ワセター・アレンジメント) の SENSITIVE LIST の貨物及び暗号特例告示の貨物からなっており、少額特例が5万円以下までしか認められていない。

別表に掲げる行為

おそれ省令別表の一号～六号の総称で、核兵器等*の開発等*と関連性のある以下の行為を指す。

- 一号：核燃料物質若しくは核原料物質の開発等又は核融合に関する研究
- 二号：原子炉(発電用軽水炉を除く)又はその部分品若しくは附属装置の開発等
- 三号：重水の製造
- 四号：核燃料物質の加工
- 五号：核燃料物質の再処理
- 六号：以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又は、これらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
 - a 化学物質の開発若しくは製造*
 - b 微生物若しくは毒素の開発等
 - c ロケット又は無人航空機の開発等
 - d 宇宙に関する研究*

別4地域→懸念4カ国

包括許可

1. 包括許可を取得すれば、その包括許可の適用範囲において、個別の大臣の許可を取得しなくても、包括許可証により、貨物の輸出又は技術の提供ができる制度。
2. 外為法48-1の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出乃至は外為法25-1の許可であって特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引について、「一括して許可を行っても、その輸出又はその取引が国際的な平和と安全の維持を妨げることとはならないと認められるとき」に許可される。一般包括許可*、特定包括許可*及び特別返品等包括許可の三つがある（輸出規則2の2、貿易外省令7）。

補完的輸出規制

1996年10月より我が国で導入された輸出規制。この規制は輸出令の2～4の項の大量破壊兵器関連の貨物の不拡散を目的として、これらのスペックダウン品*を16の項で取り上げ、大量破壊兵器等に使用されることを知っている場合、政府から通知を受けた場合を規制したものである。

しかしながら、これら以外の貨物には規制の網が掛けられていなかったため、このままでは、規制外の貨物が懸念4カ国等において、核兵器等の開発等を助長する可能性があるとの指摘がなされたため、2002年4月より、キャッチオール規制*を導入することになったものである。

保守又は修理に係る技術

次のいずれかに該当するものは適用除外となる。

1. 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの。
2. 修理技術であって、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの。
3. 外為令別表の中欄に掲げる技術であって、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの（以上、貿易外省

令 9-1-八)。

保障措置: SAFEGUARDS 平和利用を目的とした核物質や原子力施設等が軍事目的に利用されないための措置。

ホワイト国

輸出令別表第 4 の 2 に規定されている国であって、キャッチオール規制*の対象外となる国を指す。2004 年 1 月の改正で大韓民国が加えられ、26 カ国となった。これらの国は 4 レジーム*全てに参加している。

ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム

MTCR:MISSILE TECHNOLOGY CONTROL REGIME 1987 年に、核爆弾の搭載可能なミサイル (ロケット) と無人飛行機の開発・製造に使用される諸機材と技術を規制の対象として発足した。その後、1992 年に生物・化学兵器の運搬手段としても、規制対象となった。

未遂罪

犯罪の実行行為に着手したものの、結果が発生しなかったため、犯罪が完成しなかったが処罰されるもの。第 48 条第 1 項の違反に対しては、未遂罪も罰せられ、その成立時期は犯罪の実行に着手した時、即ち、貨物を保税地域に搬入し、輸出申告を行った時点で輸出に着手したものと解される (外為法 69 の 6-2)。なお、技術の提供について、未遂罪は規定されていない。

命令: 国の行政機関が制定する政令や省令等をいう。

用いられる疑いがある場合

用いられる場合*、及び、用いられるおそれがある場合*以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる疑いのある場合を指す(包括許可取扱要領)。

用いられるおそれがある場合

輸出される貨物が核兵器等開発等省令 (おそれ省令) の規定に該当する場合、又は、核兵器等*の開発等*のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す(包括許可取扱要領)。

用いられる場合

輸出される貨物が核兵器等*の開発等*やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す(包括許可取扱要領)。

専ら係る技術

この用語は貨物等省令第 28 条に出てくる。そして、その解釈が役務通達別紙 1 に、以下のごとく、示されている。・・「輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のもの」。換言すると、16 の項の規制対象貨物に係る技術であっても、これ以外の貨物に適用できる技術は規制対象外となる。

有形技術

資料提供を伴う形で提供される技術。例えば、文書又はディスク、テープ、ROM (READ-ONLY-MEMORY) 等の媒体もしくは装置に記録された技術データの提供をいう。文書等のものに化体して提供される技術。

輸出: 貨物を外国に向けて送り出すこと。従って、在日外国公館は外国とはみなされない。

輸出貨物代金: 輸出者が取得した債権総額から妥当と思われる手数料等を差し引いた金額を指す。

輸出関連法規の遵守に関する内部規定→コンプライアンス・プログラム

輸出者が入手した文書等

1. 輸出者がその貨物の輸出にあたって、個々の契約に限定されず、輸出の前に入手したすべての文書等*をいう。但し、これは輸出者に対して特定の文書等の入手を義務づけるものではなく、通常の商慣習の範囲内で入手した文書等を意味する (補完規制通達)。
2. おそれ省令第一号の用途要件*においては、第二号第三号と異なり、「輸出者が入手した文書等」を限定する定めはない。拠って、個々の契約時に入手した全ての文書等は勿論過去の取引又は他の取引で当該輸出の前に入手した文書も「輸出者が入手した文書等」に該当する。

輸出しようとする者

1. 文字通り、輸出許可を申請している者を指し、輸出者とは区別して考える必要がある (KNOW 通達)。
2. 法人や個人を含む本邦から貨物の輸出を行おうとする者であって、居住者であるか非居住者であるかを問わない。

輸出者等:

1. 貨物の輸出者又は技術の提供者 (大量破壊兵器通達)。
2. 輸出者又は取引を行おうとするもの (明らかガイドライン)。

輸出等: 貨物の輸出 (輸出を前提とする国内取引を含む) 及び非居住者への技術の提供をいう。

輸出の時点

1. 貨物を外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積込んだ時、即ち、船荷証券等の発行日で証明する。

2. 懸念用途に使用されることが輸出の時点では判らず、適法に輸出した場合、輸出者は外為法上の責任を問われることはないが、道義的責任を問われる可能性はある。

輸入者等:

1. 輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（おそれ省令）。
2. 貨物の輸入者又は技術の提供を目的とする取引の相手方（大量破壊兵器通達）。

要件:特定の法律上の資格、行為等に必要とされる前提条件。

用途要件

その貨物の輸出*に関する契約書、輸出者等*が入手した文書等*又は輸入者等*からの連絡で、当該貨物・技術が核兵器等*の開発等*に使用されるおそれがある場合を指す。なお、「輸出者等*が入手した文書等」を限定する定めはない。従って、用途要件に関しては個々の契約で入手した全ての文書等が対象となり、過去の取引又は他の取引で当該輸出の前に入手した文書であっても、「輸出者等*が入手した文書等」に該当する。

4 レジーム: WA*、NSG*、AG*及びMTCR*を指す。

リスト規制

いずれかの表の1の項から15の項に該当する場合に、大臣の許可を必要とする制度。貨物等省令第1～14条に貨物の規制値乃至は仕様が、又、第15～28条に技術の規制値乃至は仕様が掲載されている。該当した場合は特例を除き、用途・需要者に関係なく許可申請が必要であり、全地域が対象となる。

連絡を受けた

連絡の手段は問わない。第三者から連絡を受けた場合は、これに該当しない（おそれ省令2号及び3号、おそれ告示2号及び3号）。

ワッセナー・アレンジメント (WA)

1. 地域紛争の発生や拡大の懸念に対処するために、1996年7月に発足した国際レジームで、通常兵器の過剰蓄積防止を目的として、通常兵器及びその関連の汎用品（デュアルユース品*、DUEL USE GOODS）の輸出規制及びそれらに専ら係る技術の提供の規制を行うものである。貨物及び技術共、規制対象地域は全地域である。
2. 許可不許可の判断は、参加国の裁量に委ねられているが、国際的な輸出管理の実効性を高めるため、情報交換（移転通報、拒否通報等）を通じて、各国間の協調を図っている。

法令略称集 (アイウエオ順)

明らかガイドライン: 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン

暗号特例告示: 輸出貿易管理令第4条第1項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件

運用通達: 輸出貿易管理令の運用について

役務告示: 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件

役務通達: 外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供す取引について

おそれの強い貨物例: 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について

おそれ告示: 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合

おそれ省令: 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令

外為法: 外国為替及び外国貿易法

外為令: 外国為替令

核兵器等開発等省令: おそれ省令に同じ

核兵器等開発等告示: おそれ告示に同じ

貨物等省令: 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

キャッチオール規制通達: 補完規制通達に同じ

居住性判断基準: 外国為替法令の解釈及び運用について

使用技術告示: 役務告示に同じ

大臣通達: 不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規定の策定又は見直しについて

大量破壊兵器通達: 大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について

通常兵器通達: 通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について

添付書類通達: 輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)

特定包括運用: 特定包括輸出許可等について

KNOW 通達: 輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて

文書等告示: 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等

別表第3告示: 輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物

貿易外省令: 貿易関係貿易外取引等に関する省令

包括許可取扱要領: 輸出注意事項17第7号 平成17・02・23 貿局第1号

補完規制通達: 大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について(お知らせ)

無償告示: 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物

輸出令: 輸出貿易管理令

6 貿 604 号: 不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規定の策定又は見直しについて

告示第 761 号: 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究

法問: 演習問題集 (法令編)

技問: 演習問題集 (貨物・技術編)

*印は、この用語集の中で解説されていることを示す。又、米国の貿易管理の用語を中心に収録した。従って、断りがない限り、機関・団体等は米国のそれを指す。

AECA: ARMS EXPORT CONTROL ACT 武器輸出管理法。武器と軍需品等の規制を行う。

AG: AUSTRALIA GROUP オーストラリア・グループ。化学・生物兵器の不拡散という共通の目的のために集まったBWC*及びCWC*の締約国の集団。条約に基づくものではない非公式なグループ。コンセンサスにより合意が図られ、法的な拘束力はない。1985年発足。

APL: ADDITIONAL PERMISSIVE RE-EXPORT 再輸出の許可例外。LVS*やGBS*がある。

APIS: ADVANCED PASSENGER INFORMATION SYSTEM 事前旅客情報システム。政府が航空会社から、氏名、生年月日及び性別等を記載したPASSENGER LISTとCREW LISTを航空機到着前に取寄せ、法務省、警察庁及び財務省と連携して、国内法上問題のある人物の有無を事前に審査しようというもの。2005年1月より、三省庁間で運用開始した。

BIS: BUREAU OF INDUSTRY AND SECURITY, U. S. DEPARTMENT OF COMMERCE 米国商務省産業安全保障局 EXPORT LICENSEを発給する。

BWC: BIOLOGICAL WEAPONS CONVENTION 生物兵器禁止条約。条約遵守に関する検証措置や輸出管理に関する具体的な措置は定められていない。1975年発効。正式名称は、日本語の用語集参照。

CCL: COMMERCIAL CONTROL LIST。米国の輸出規制分野を示すリストで、10 CATEGORIESに分類される。ECCN*により規制される特定の品目は、CCLに掲載されている。貨物等省令に相当する。

CD: CONFERENCE ON DISARMAMENT 軍縮会議

CISTEC: CENTER FOR INFORMATION ON SECURITY TRADE CONTROL (財)安全保障貿易情報センター

COCOM: COORDINATING COMMITTEE FOR EXPORT CONTROL ココム、共産主義国への戦略的な貨物・技術の移転防止を目的に設立され、1994年3月に45年の幕を閉じた。

COUNTRY CHART: リスト規制品目と規制理由及び規制レベルに基づいて、許可の必要な国又は不要な国を調べることができる表をいう。縦方向に国が横方向に規制理由及び規制レベルが記載され、交点がブランクの場合、米国の輸出者は輸出許可が不要と判断できる。但し、大量破壊兵器用途の場合や取引禁止顧客との取引等の一般禁止事項に該当する場合には輸出許可を取得する必要がある。

CP: COMPLIANCE PROGRAM、輸出関連法規の遵守に関する社内規定

C-TPAT: CUSTOMS-TRADE PARTNERSHIP AGAINST TERRORISM テロに対する税関貿易パートナーシップ。テロリストの脅威からサプライ・チェーンを防護するために、税関のガイドラインに従い、船会社、通関業者、輸出入者および製造業者等が自主的に提出するCOMPLIANCE PROGRAMにより実施される。税関が安全保障対策を実施する際、本施策に参加しているか否かが考慮される。参加する側からすると、迅速に貨物を引取るためには、本施策への参画が不可欠と言われている。

CSI: CONTAINER SECURITY INITIATIVE コンテナ安全保障構想。米国での輸入コンテナを利用したテロを未然に防ぐために、外国の主要港に米国の税関職員を派遣し、米国向けにコンテナが発送される前に危険なコンテナを探し出そうとする施策。CSI港(横浜等)乃至は非CSI港という言い方をする。相互主義の原則に従い、日本からも税関係官がLONG BEACH港に派遣されている。

CTBT: COMPREHENSIVE TEST-BAN TREATY 包括的核実験禁止条約。核爆発を伴う全ての核実験を禁止する。PTBT*の対象としていない地下核実験を含め、あらゆる核実験の禁止を目的とする。1996年国連総会で採択されたが、発効の見通しは立っていない。

CWB: CHEMICAL AND BIOLOGICAL WEAPONS 化学・生物兵器

CWC: CHEMICAL WEAPONS CONVENTION 化学兵器禁止条約。1997年発効。正式名称は、日本語の用語集参照。

DE MINIMIS RULE: 米国原産品目の組込比率のこと。米国で規制対象とされる内容物が最終仕上り製品の価値の25%以下(禁輸・テロリスト支援国の場合は10%以下)の場合は、EAR*のPART734.4に示された条件を満たしており、EAR*の対象にはならない旨の規則をいう。

DUEL USE GOODS: 汎用品、軍事民生の両方に使用される機器・資材

DPL: DENIED PERSONS LIST 米国商務省発行のブラックリストで、EAR*の違反者がリストアップされており、DPL掲載企業とのEAR対象品目の取引は禁じられている。

EAA: EXPORT ADMINISTRATION ACT 輸出管理法。汎用品と技術を規制する。EAR*により執行の細則が定められている。

EAR: EXPORT ADMINISTRATION REGULATIONS: BIS*が実施している輸出及び再輸出規制。規制内容から輸出許可証の取得実務まで基本的なところはほぼ網羅している。

EAR99: CCL*に記載されていない貨物で、技術度の低い消費財を言い、通常、EXPORT LICENSEを必要としない。ECCN*がないEAR*対象アイテムは全てEAR99に分類される。リスト外規制品と称され、日本のキャッチオール

規制品目に類似している。

ECCN:EXPORT CONTROL CLASSIFICATION NUMBER 輸出管理品目番号。リスト規制品と称され 5 桁の記号 (2 桁目がアルファベットで残りは数字) が割振られている。これにより、規制値等が規定されており、この規制値に満たないものは全てリスト外規制品、即ち、EAR99*となる。

ENTITY LIST:商務省が公表している大量破壊兵器拡散懸念顧客。

GBS:SHIPMENTS TO GROUP B COUNTRIES 国家安全保障規制に該当する貨物の B 国群 (主に旧自由圏) 向けの輸出・再輸出の許可例外。

HCOC:HAGUE CODE OF CONDUCT→**ICOC**

HRP:HIGH RISK PROFILE 米国商務省のガイドラインで、日本の「明らかガイドライン」に相当するもの。

IAEA:INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY 国際原子力機関。「核の番人」と言われる。原子力を利用する国と核査察に関する協定を結び、核物質が軍事目的に転用されないかを検証する。

ICOC:INTERNATIONAL CODE OF CONDUCT AGAINST BALLISTIC MISSILE PROLIFERATION 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範。2002 年 11 月にオランダのハーグで採択され、2003 年 9 月現在で、109 ヶ国が参加。HAGUE CODE OF CONDUCT*とも呼ばれる。MTCR*の強化を諮ることが謳われた。

KNOW CONTROL:KNOW 規制。客観要件をいう。

LE:LICENSE EXCEPTION 許可例外。

LVS:SHIPMENTS OF LIMITED VALUE・・B 国群 (主に旧自由圏) 向けの少額貨物の輸出・再輸出の許可例外。

MTCR:MISSILE TECHNOLOGY CONTROL REGIME ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム。核兵器を運搬可能なミサイル及び関連物資・技術の輸出管理を行うため、G7 が 1987 年に創設した輸出管理レジーム。その後、規制対象を生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬できるミサイルにまで拡大している。

n. e. s.:not elsewhere specified (or stated)

NLR: NO LICENSE REQUIRED

NO UNDERCUT RULE:AG*乃至 NSG*において、輸出許可申請に対して、不許可とした場合、その旨全参加国に通知し、この通報を発信した国と協議することなしに、同様の案件を他の国は許可しない施策をいう。

NPT:NUCLEAR NON-PROLIFERATION TREATY、正式名称は TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS 核兵器不拡散条約。1970 年発効、日本は 1976 年に批准。加盟国が原子力資機材を非核兵器国に輸出する場合は、受領国において、IAEA*の SAFEGUARD*を適用することが条件となる。

NSG:NUCLEAR SUPPLIERS GROUP 原子力供給国会議。在ウィーン国際機関日本政府代表部が事務局 (POINT OF CONTACT) を務めている。

1. 合意はあくまでも紳士協定とされる。NPT*非締約国のインドの核実験を契機として、1977 年発足。原子力専用品と汎用品の二つのリストがあり、年毎に品目を増やしている。

2. NSG の活動は NPT の枠内に限られることなく、核不拡散への挑戦に対して迅速柔軟に対応している。

OFAC:OFFICE OF FOREIGN ASSETS CONTROL、財務省の下部機関。商務省所管品目であっても、イラン、スーダン向けに再輸出する場合には、許可権限は OFAC*にあるため、こちらに許可申請する (法問 P268)。

PROTOCOL:→議定書。

PSI:PROLIFERATION SECURITY INITIATIVE 拡散阻止構想。ブッシュ大統領が提起した大量破壊兵器拡散防止構想で多くの国が参加している。外務省が管轄。2005 年 5 月現在、中韓両国は入っていない。臨検を強める「ハレーション」と、WMD 関連物資の輸送情報の収集・交換を強化する「情報」の二つの専門委員会がある。

PTBT:PARTIAL NUCLEAR TEST-BAN TREATY 部分的核実験禁止条約。1963 年米英ソ三国間で発効。正式名称は、TREATY BANNING NUCLEAR WEAPON TEST IN THE ATMOSPHERE, THE OUTER SPACE AND UNDER WATER 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約。日本は 1964 年に批准。

RMA:REVOLUTION IN MILITARY AFFAIRES、即ち、COMMAND, CONTROL, COMMUNICATION & INTELLIGENCE に関する技術の中核とするアメリカ軍の能力向上施策

ROGUE STATE:ならず者国家

SAFEGUARDS:保障措置。核不拡散を目的として、IAEA*が各国の原子力関連施設で行う査察をこう呼んでいる。

SDN:SPECIALLY DESIGNATED NATIONALS 財務省が公表している禁輸国の出先機関・企業・個人。

TSR:TECHNOLOGY AND SOFTWARE UNDER RESTRICTION・・B 国群 (主に旧自由圏) 向けのソフトウェアと技術の輸出・再輸出の許可例外。導入に際して、輸出元に「米国政府の許可なしに導入した技術等を E:2 国家群 (キューバ) 又は D:1 国家群 (主に共産圏) 向けに輸出しない、又は、国籍保持者に提供しない」旨の確約書を提出することになっている。

TWENTY-FOUR HOUR RULE:2002 年通商法に従い、米国向け貨物が輸出港で船積みされる 24 時間前までに、マニ

フェスト（積荷目録）を米国に提示させて、危険なコンテナを特定しようという施策。米国の税関当局からの“DO NOT LOAD”の指示に従わず、船積された貨物は荷下ろしの許可が下りない。又、貨物申告から24時間の内に指示を受けなかった場合は、貨物の船積みは許可される。

WA:ワッセナー・アレンジメント、正式名称は、THE WASSENAAR ARRANGEMENT ON EXPORT CONTROLS FOR CONVENTIONAL ARMS AND DUAL-USE GOODS AND TECHNOLOGIES。1996年発足。事務局はウィーンにあり、会合はそこで行われる。全ての決定は全会一致を旨年、討議内容は秘密とされる。

WMD:WEAPONS OF MASS DESTRUCTION 大量破壊兵器。

ZANGER COMMITTEE:NPT*第3条第2項の解釈をする任意の会合。その活動はNPTの枠組みの範囲に留まっている。

